

## 岐阜県児童福祉施設等退所者緊急支援金交付要綱

### (総則)

第1条 県は、児童福祉施設等退所者が新型コロナウイルス感染症の影響による就職機会の減少や物価高騰の中においても、安定した生活基盤を確保するため、予算の範囲内で岐阜県児童福祉施設等退所者緊急支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱の定めるところによる。

### (対象者)

第2条 支援金の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、県が児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第27条第1項第3号又は法第33条の6の規定により次に掲げる施設等に措置又は委託した児童であつて、平成31年4月1日から令和4年9月30日までの間に、県が自立を理由として措置解除又は委託解除した者とする。

- (1) 法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業を行う事業所
- (2) 法第6条の3第8項に規定する小規模住居型事業養育事業を行う事業所
- (3) 法第6条の4に規定する里親
- (4) 法第41条に規定する児童養護施設
- (5) 法第43条の2に規定する児童心理治療施設
- (6) 法第44条に規定する児童自立支援施設

### (欠格事由)

第3条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、対象者となることができない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 役員等（法人にあつては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、法人以外の団体にあつては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあつてはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人その他の団体（以下この条において「法人等」という。）
- (4) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人又は法人等
- (5) 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力

団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。) を利用している個人又は法人等

- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人等
- (7) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、10万円とする。

(支援金の交付申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする対象者は、別記様式1による申請書に当該申請書において定める書類を添えて、これを令和5年2月28日までに知事に申請しなければならない。

(支援金の交付決定等)

第6条 知事は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、支援金の交付の可否を決定するものとする。

2 知事は、支援金の交付の決定をしたときは、別記様式2により当該申請をした者に通知するものとする。

3 知事は、支援金の不交付の決定をしたときは、別記様式3により当該申請をした者に通知するものとする。

(支援金の交付)

第7条 知事は、前条第2項の規定による通知を受けた者に対し、支援金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第8条 知事は、対象者が法令等若しくはこれに基づく知事の処分若しくはこの要綱に違反したとき、又は別記様式1の宣誓・同意事項に虚偽の誓約若しくは同意をしたときは、交付の決定を取り消すことができる。

(支援金の返還)

第9条 知事は、支援金の交付の決定を取り消した場合において、既に支援金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(暴力団の排除等)

- 第10条 第5条の規定による申請があった場合において、当該申請をした者が第3条の規定に該当するときは、知事は、その者に対して支援金の交付をしないものとする。
- 2 知事は、第6条第1項の規定による交付の決定をした後において、当該交付の決定を受けた者が第3条の規定に該当することが明らかになったときは、第8条の規定により支援金の交付の決定を取り消すものとする。
- 3 前項の場合において、既に支援金が交付されているときは、知事は、前条の規定により、期限を定めて、返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

- 第11条 対象者は、第9条の規定により支援金の返還を命ぜられた場合であって知事が必要と認めるときは、その命令に係る支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該支援金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
- 2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、対象者の納付した金額が返還を命ぜられた支援金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた支援金の額に充てられたものとする。
- 3 対象者は、支援金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
- 4 知事は、第1項及び前項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(その他)

- 第12条 この要綱に定めるもののほか、支援金に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年度分の予算に係る支援金から適用する。

別記様式1（第5条関係）

岐阜県児童福祉施設等退所者緊急支援金交付申請書

年 月 日

岐 阜 県 知 事 様

住 所

氏 名

発行責任者

連 絡 先

岐阜県児童福祉施設等退所者緊急支援金の交付を受けたいので、下記のとおり交付を申請します。

記

1 支援金申請額 金 100,000円

2 宣誓・同意事項

※以下の項目に宣誓又は同意する場合にチェック印☑を入れてください。

なお、交付には、全ての項目にチェック印が必要です。

児童福祉施設等退所者への緊急支援金の支給対象者に該当します。

本書記載の内容に虚偽事項その他不正手段による受給が判明した場合には、支援金を速やかに返還いたします。

3 添付書類

- ・別紙 アンケート
- ・振込先情報が分かるもの（通帳等の写し）

<振込先情報>

取引金融機関名	本・支店名
銀行コード	支店コード
<input type="checkbox"/> 口座種別 普通	口座番号
<input type="checkbox"/> 口座名義 (フリガナ)	

※記入の際は通帳の表記に合わせてください。

※必ず申請者と同一の口座名義を記入してください。

別記様式2（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

岐阜県知事

岐阜県児童福祉施設等退所者緊急支援金交付決定通知書

申請のありました岐阜県児童福祉施設等退所者緊急支援金については、下記のとおり交付することを決定しましたので通知します。

記

交 付 額	100,000円
交 付 方 法	口座振込

別記様式3（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

岐阜県知事

岐阜県児童福祉施設等退所者緊急支援金不交付決定通知書

申請のありました岐阜県児童福祉施設等退所者緊急支援金については、不交付とすることを決定しましたので通知します。

不交付の理由

・